

ニッポン CSR コンソーシアム

2019 年度：日本

ステークホルダー・エンゲージメントプログラム

ステークホルダーからの問題提起

(編集日：5月30日)

目次

ビューローベリタスジャパン株式会社 川手 洋明氏.....	2
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) 古澤 千明氏.....	3
特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン 高橋 郁氏	4
性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (通称：LGBT 法連合会) 神谷 悠一氏.....	5
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン 大館 弘昌氏.....	7
公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 中川 英明氏.....	8
認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン) 三柴 淳一氏.....	10
株式会社日本総合研究所 若目田 光生氏	13
サステナビリティ消費者会議 古谷 由紀子氏	14
認定 NPO 法人国際子ども権利センター (C-Rights シーライツ) 甲斐田 万智子氏.....	15
公益社団法人 自由人権協会 旗手 明氏	18

団体名 ビューローベリタスジャパン株式会社
登壇者氏名 川手 洋明氏

1. 貴団体の活動内容について

ビューローベリタスは1828年の設立以来、試験・検査・認証（TIC: Testing, Inspection, and Certification）のグローバルリーダーとしての高品質なサービス提供を通じ、品質、健康・安全、環境保護、及び社会的責任分野（QHSE&SR）の課題に取り組むお客様をサポートしてきました。信頼できるパートナーとして、法規・規格への適合性確認にとどまらず、リスク低減、パフォーマンス向上、持続可能な発展の促進につなげる革新的なソリューションを提供しえます。ビューローベリタスのコアバリュー（基本資質）には、「公正と倫理」、「公平な助言及び妥当性確認」、「顧客中心」、及び「労働安全」が含まれています。グローバル本社はフランスにあり、日本法人は横浜に本社があります。

<https://www.bureauveritas.jp/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：社会責任監査から見えてくるサプライチェーンの課題

近年グローバル化、複雑化したサプライチェーン上の様々な課題がメディアなどを通じ話題に上ります。企業の社会責任の一環として自社やサプライヤーの工場で人権、安全、環境などの労働環境が良好に保たれ、責任あるサプライチェーンを担保し、可視化する必要があります。弊社はアジアと日本の様々な社会責任監査経験を通じ、その様な様々な現状課題とその改善の方向性を見守ってきました。それらの知見を基に監査の中で見えてくる課題とその対応などをご紹介します。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

弊社が実施する社会責任監査は主に電子電機業界です。企業が社会責任を上手く管理できない場合、ブランドの毀損、ボイコット、株価下落、ESG投資不対象、優秀な人材が来ないなど様々な弊害が生まれます。如何に国ごとの特性を含む労働環境・CSRレベルの現状把握、ステークホルダーの期待値把握、改善方向性を認識し具体的なアクションを取るかが重要になります。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

関連するSDGs目標は主に「8 働きがいも経済成長も」及び「12 作る責任使う責任」です。倫理的で人権が保障された労働環境、紛争鉱物不使用などを始めとする責任ある調達企業が求められています。

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

監査の場においてどの様な問題が起き、どう改善されているかの例をご紹介します。どの様なトレンドがあり、逆に何が長年改善できていないのかなども含めご説明致します。

団体名 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
登壇者氏名 古澤 千明氏

1. 貴団体の活動内容について

WWF (World Wide Fund for Nature) は約 100 カ国で活動している環境保全団体です。生物多様性を守り、人の暮らしが自然環境や野生生物に与える負荷を小さくすることによって、人と自然が調和して生きられる未来を目指しています。

WWF ジャパンウェブサイト

<https://www.wwf.or.jp/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル： 森林保全と持続可能な利用 ～紙と天然ゴムを事例に～

自然林の減少は今も毎年 750 万ヘクタールの速さで続いています。その要因や背景はさまざまですが、木材や紙などの林産物、天然ゴムやパーム油などの農産物の生産が一例として挙げられます。

WWF ではそうした製品の生産活動を持続可能なものへと変容していくとともに、特に日本のような市場としての影響力のある国において、消費（利用）の在り方をより良いものにシフトするための活動にも力を入れています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

歴史的には木材（紙）、天然ゴムなどの調達をメインビジネスとする企業との取り組みが多かったですが、現在では、サプライチェーンの川下の消費側の企業や金融関連の業界との関わりも増えています。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

直接的には 15（陸の豊かさ）と 12（つくる責任、つかう責任）との関わりが強いですが、森林の保全は（13）気候変動や（14）海、（1）貧困や（2）飢餓といった他の様々な要素にも関係すると考えます。

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

ご参加の企業様がお取り組みを進められる上で参考となる情報があれば幸いです。

団体名 特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン
登壇者氏名 高橋 郁氏

1. 貴団体の活動内容について

ウォーターエイドは、「すべての人々が清潔な水と衛生を利用できる世界」をビジョンに掲げて活動する水・衛生専門の国際 NGO である。1981 年にイギリスで設立され、2019 年現在、アジア、アフリカなど 34 か国で水・衛生プロジェクトを実施している。

<https://www.wateraid.org/jp/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：水・衛生と人権

2010 年、水と衛生は人権であることが国連総会で採択された。また、持続可能な開発目標 (SDGs) でもゴール 6 において、すべての人が清潔な水とトイレ、衛生習慣にアクセスできることが目標として定められている。一方、世界では今も 8 億 4400 万人が清潔な水を利用できず、23 億人が衛生的なトイレを利用できずにいる。今のままの進捗では、2030 年までにゴールを 6 のターゲット 1 と 2 を達成することは困難であり、2066 年ようやく SDGs の水のターゲットが、2102 年に衛生設備のターゲットが達成される見込みである。さらに気候変動や水需要の拡大等により世界の水ストレスは深刻化しており、2030 年には、世界全体で必要な水の量に対して、私たちが得られるのは 60%のみという予測もある。このような水ストレスの影響を最も大きく受けるのは、開発途上国の貧困層や障害等により取り残されがちな層であり、このような層の水・衛生の人権はますます脅かされることになる。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

生産拠点や調達先を海外に置いている企業は、その地域の水を利用してビジネスをしていると言える。近年、水とビジネス、というと、操業リスクや財務リスク等の企業の水リスクが注目され、企業の調達先・生産拠点がある地域の水リスクを把握すること、水の使用量を減らすこと、同地域の水資源保全に貢献することなどが推進されてきた。

水は、ビジネスに必要なもの、環境課題として保全するものというだけでなく、人々の安全で健康的な生活のために不可欠なもの、人権でもある。水の取り組みに先進的な企業は、企業の生産拠点である工場や農園、そこで働く人々が住む住居、その周辺コミュニティにおける水・衛生の人権が確保されるよう取り組みを始めており、このような企業の取り組みを推進する複数のイニシアチブも出てきている。

4. テーマと持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性について

本テーマは、SDGs のゴール 6 (水・衛生)、ならびにゴール 1 (貧困)、ゴール 3 (保健)、ゴール 5 (ジェンダー) 等複数のゴールに関連している。

団体名 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための
全国連合会（通称：LGBT 法連合会）
登壇者氏名 神谷 悠一氏

1. 貴団体の活動内容について

LGBT 法連合会は、全国 85 の当事者、支援者、専門家による、差別をなくし多様性をみとめる環境づくりに向けた法整備を求める全国連合会です。

全国の賛同団体とともに法整備に向けた取り組みとしての一環として、全国の専門機関に寄せられた相談事例などを場面ごとに取りまとめた「性的指向および性自認を理由として、わたしたちが社会で直面する困難のリスト」（通称「困難リスト」）や、困難リストの実務的な解決策を記した「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」などを策定しています。

これらのツールを用いた困難の実態に関する発信や、最新の法政策の動向を踏まえた企業や自治体向けの講演、研修、調査、コンサルティングなども実施しています。

弊会 URL : <http://lgbtetc.jp>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：性的指向・性自認（SOGI）に関する国際的動向と日本における取り組み

国連をはじめとする国際社会では、いわゆる「LGBT」等のみならず、性のあり方が典型的な多数派も含め、性的指向・性自認（SOGI）に関わらない平等と人権の尊重に向けた取り組みが進んできています。2010 年代に入ってから、人権理事会の決議、国連 12 機関の共同声明、企業向けの LGBT に関する企業基準など、さまざまな取り組みが実施されています。

日本でも、2002 年に「性的指向」が法務省の人権週間強調事項となって以降、行政の取り組みが続いていますが、2015 年前後から、性的指向・性自認に関する各種制度整備の動きが活発化しています。企業社会においても、職場課題を中心に、先進的な取り組みが相次いで報じられるようになってきています。2019 年の国会では、2020 年からの一部施行が見込まれるパワーハラスメント対策法案の中で、性的指向・性自認に関するハラスメントや、望まぬ性的指向・性自認の暴露である「アウティング」について、具体的な対策を企業に求める方向の議論が進んでいます。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

上述の職場の課題として取り組み事例や制度化に向けた動きの他にも、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに関係して、SOGI 差別禁止規定が設けられた東京都の人権条例や、組織委員会の「調達コード」などからも、企業の取り組みが求められており、産業を問わない課題と言えます。このようなコンプライアンスの観点のみならず、多様な人びとが活躍できる職場環境づくりという観点からも各企業の取り組みが盛んです。加えて、顧客や取引先に対して、ハラスメントなど不適切な対応により企業価値を損なわないようにする対応はもちろん、付加価値を生み出すための視点の一つとして性的指向・性自認の観点が求められる場合も出てきています。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

主に 10 番の不平等、5 番のジェンダー平等に大きく係るテーマであると言えます。ただその他にも、SOGI によって生じる賃金格差などから考えれば貧困や成長・雇用、医療・福祉サービスが十分に受けられない課題、まちづくりにおける社会的障壁の課題など、幅広く他の課題にも関わるものであると言えます。持続可能な経済活動を実現するにあたって、欠くことのできない課題であると考えています。

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

この間の SOGI 関係制度の制定過程においては、人権の尊重という価値を重要視する地域を念頭に、グローバルな企業活動を支援したいという動機も見られ始めてきています。それだけ、企業活動において重要な課題であることが認知されてきたと言えるでしょう。翻って、国内のミクロな文脈でも、当事者のみならず、当事者の可視化が進んできたことによって当事者の家族や友人が声をあげるなど、アンテナを高くしているケースも増えてきました。誰もが働きやすい職場という課題を中心に、持続可能なビジネスに向けて必要な具体的な取り組みを、一緒に考えられればと思います。当日は特に、制度的な議論も進みつつあるアウティング対策や、関連する個人情報保護の課題などにも触れていければと考えています。

団体名 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
登壇者氏名 大館 弘昌氏

1. 貴団体の活動内容について

グリーンピースは、環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。世界 55 以上の国と地域で活動し、国内だけでは解決が難しい地球規模で起こる環境問題に、グローバルで連携して解決に挑戦することが私たちの強みです。本部はオランダ・アムステルダムにあり、政府や企業から資金援助を受けず、独立したキャンペーン活動を世界各国で展開しています。

国連では国際的な NGO に与えられる最も高い地位の 1 つである「総合協議資格」が認められており、国連での各会議にオブザーバーの資格で出席し、環境問題の専門家として各国政府へのアドバイスや提言を行っています。

<https://www.greenpeace.org/japan/about-us-2/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：プラスチック問題において、いま求められている取り組み

使い捨てプラスチックは、海洋汚染はもちろんのこと、気候変動、そして廃プラの国際取引の面からも問題を抱えています。この問題に取り組むためには、リサイクルの推進やレジ袋の有料化だけでなく、いかに使い捨て文化をベースにした社会から脱却を図っていくかが本質的に求められています。いま先進国でなぜリデュースへの具体的な取り組みが求められているのかについてお話しをさせていただきます。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

特にプラスチックの容器包装などを扱う企業にとって、使い捨てプラスチック問題の対策に乗り出さないことは、ESG 投資の観点からもリスクとなってくることが考えられる。ビジネスの中でいかに解決策を見出していくかがこれまで以上に大事になってくるが、同時に循環型のビジネスで今リーダーシップを取ることは大きなチャンスでもある。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

12 つくる責任、つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

様々な業界の企業さまと対話ができる貴重な機会だと思っております。今後は企業様と NGO の協働がより求められてくる時代だと思っておりますので、ぜひこれを機会に一緒に地球環境について考えることができましたら幸いです。

団体名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
登壇者氏名 中川 英明氏

1. 貴団体の活動内容について

世界 80 カ国を活動拠点として、世界中の人権問題に取り組む世界最大の国際人権 NGO。ほぼすべての国と地域で、700 万人を超えるサポーターとともに、人権侵害に苦しむ人びとのために声をあげ続けている。こうした草の根活動が認められ、1977 年にノーベル平和賞を受賞。人権侵害が起きている国で独自の調査を行うとともに、被害者や現地 NGO、政府との対話を重ねて実態を把握、報告書にまとめ、世界に発信している。中立の立場から、国連や各国政府に対して、国際法を守り人権を尊重する政策をとるよう働きかけている。

<https://www.amnesty.or.jp>

2. テーマに関する詳細について

ビジネスと人権におけるヒューマンライツ・ディフェンダーの保護

性別、国籍、年齢などに関わらず、この世に生きるすべての人びとは、生まれながらにして、かけがえのない価値を持っています。同時に、一人ひとりがみな「人間らしく生きる権利」を持っています。この権利は、平等であり、決して奪うことはできません。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人びとが平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるのです。この、人間のための権利。それが、「人権」です。「人権」は、私たちの日々の生活を支える、とても身近で、大切なものです。人権は、誰かから与えられるものではありません。人びとの要求により、生み出され、積み重ねられてきました。つまり、「人権」とは、私たちの手をつくっていくものなのです。

人権を守ることが平和につながると、世界的に人権を守っていこうという決意がなされ、1948 年の第 3 回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。それ以来、人権を守るためのいくつもの国際条約や各国の国内法の制定により、人権を守る制度や仕組みが作られてきました。これは現在進行形のプロセスです。しかし、今、各国で自国優先、排外主義が台頭するなかで、人権は大きな危機に直面しています。

人権のために活動する人たちも例外ではありません。自由や平等、正義のために声を上げ、闘っている人たちが、嫌がらせや脅迫、暴力といった攻撃を受けているのです。政府の中にはこうした人たちを守るどころか、彼らに「テロリスト」、「外国のスパイ」など国の治安や安全を脅かす危険人物だというレッテルを貼って、貶めようとしているところもあります。さらに、彼らの声を抑え込むために、法律を乱用したり、新たな法律をつくったりする国もあります。こうした動きにメディアが同調したり、積極的に攻撃に加わったりすることも少なくありません。このような流れを押し返し、最前線で自由、平等、正義のために声を上げている人たちが安心して活動できるように、アムネスティは国際的なキャンペーン活動を行っています。

このキャンペーンで取り上げたうちのひとつが、インド、チャッティスガル州ライガル県でくらす先住民族アディバシの人びとのケースです。先住民族の権利を守る法律があるにもかかわらず、民間企業や国営企業による開発のために強制立退きの被害にあっているのです。火力発電所とバイオマス発電所の建設のために同意なしで売却された自分たちの土地を取り戻そうと、住民組織を作って申立てを行ってきましたが、それぞれの会社の代理人を名乗る者たちから、申立てを取り下げろと脅迫や嫌がらせを受けています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

日本の政府系機関や企業が関わっている大規模な国際協力プロジェクトにおいて、上述のインドの例のように、土地収用にからんだ問題の発生が報告されています。また、日本が輸入している農産物を生産している農場や、日本のメーカーが輸入している原料の採掘・採集の現場などにおける劣悪な労働環境を改善しようと労働者が集まって作った労働組合のメンバーやリーダーたちが、脅迫や嫌がらせを受けたり、弾圧されたり、極端なケースでは殺されたりするケースも報告されています。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について



5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

ステークホルダー・エンゲージメントは、人権に関する取り組みのステップのすべてにおいて必要となります。企業の経営リスクとなりうる人権侵害リスクを早期に発見し、問題が大きくなる前に迅速に対応していただくためには、企業からは見えにくいところで起きている環境面や社会面での問題についてのステークホルダー、特にライツホルダー（権利保持者）とのエンゲージメントが重要になります。

また、こうしたリスクに直面している人びとの声を吸い上げる苦情処理メカニズムの構築が、人権への負の影響を与える可能性を早期に発見し、リスクを未然に防ぐ、または大きくなりすぎる前に対処するために必要です。

こうした面において、参加企業の皆様の具体的な取り組みが進むよう期待しています。

団体名 認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)

登壇者氏名 三柴 淳一氏 (理事/森林担当)

1. 貴団体の活動内容について

『地球上のすべての生命がバランスをとりながら心豊かに生きることができる「持続可能な社会」を実現する』ことを目的に、特に私たち日本人が及ぼしている国内外の環境社会影響に関する調査・研究を通して、その根本的な改善を目指し、提言活動を行っています。またそうした情報を広く伝え、環境問題解決のための行動に市民の積極的な支援と参加を促すことにも取り組んでいます。

具体的には、i) 気候変動・温暖化対策強化：途上国の気候変動影響調査に基づく国内気候変動対策政策への提言、ii) エネルギーシフト/低炭素社会の実現：足元でできる省エネ実践活動の促進、iii) 脱原発&原発事故被災者支援：再稼働反対に関する政府交渉等活動、および子ども・被災者支援法の適切な施行等に関する提言、iv) 森林生態系保全：木材生産国（主に熱帯諸国）における「違法リスクの見える化」による国内違法伐採対策強化への提言、v) 開発金融の環境配慮：石炭火力発電事業への融資中止提言、途上国における日本政府・企業の関与する各種大型プロジェクトの環境社会影響のモニタリング、などです。

FoE Japan は世界 75 カ国のメンバーからなる草の根環境 NGO の国際ネットワークである FoE インターナショナルのメンバーです。

<http://foejapan.org/>

2. テーマに関する詳細について

タイトル： 木質原料調達にかかる人権侵害リスクについて

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会のビジョンでは「世界にポジティブな改革をもたらす大会」とうたわれており、大会関連施設建設、および大会運営において、オリンピックレガシー（遺産）にふさわしい持続可能性の担保された原材料の採用が求められます。大会組織委員会では原材料調達に関して、持続可能性に配慮した調達コードのほか、具体的な品目ごと（木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油）の調達基準を策定、公表しています。

木材というイメージがしにくいかも知れませんが、大会関連施設の内装（壁、床、天井、階段、手すり、ルーバー、棚、什器など）やエクステリア（ウッドデッキ、ベンチなど）などの見えるところ、施設建設過程で使用されるコンクリートの壁や柱を形成する際に使用される型枠用合板や床等の下地材など見えないところで木材・木材製品は使用されています。近年、国産材の利活用が注目されるようになってきていますが、依然日本は国内で消費する木材の約 6 割強を海外から輸入しています。そして世界の森林減少・劣化は依然深刻なレベルで推移しており、特に熱帯諸国で顕著です。その要因は違法伐採、森林火災、農地等への用途転換などが挙げられます。

違法伐採リスクが高いとされているのは、熱帯林の広がる東南アジア諸国、ロシア、そして世界中の木材が加工され輸出される中国からの木材です。違法伐採リスクとは、1) 国立公園や保護地内の伐採、2) 年間伐採許容量の超過、3) 急斜面や河畔の保全を規定した法令違反、4) 伐採権認可手続きに伴う汚職、5) 伐採、輸送等に伴う各種許可証の偽造、6) 隣国への密輸、7) 伐採地周辺コミュニティの土地権をめぐる紛争などです。特に近年は極めて持続可能性に欠け森林減少に直結しているアブラヤシなど大規模プランテーションへの転換等に伴う森林の用途転換（コンバージョン）による7)の権利侵害等が問題になっています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

前述の背景を受け、日本でも違法伐採問題に対処するため、2017年5月、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）が施行されました（2016年5月公布）。この法律ではすべての木材・木材製品の使用する事業者（小売業も含む）が対象になっています。また対象物品も紙や家具を含め幅広く設定されています。

したがって、木材のサプライチェーンの上流、中流、下流のすべての事業者、いわゆる輸入事業者、国内流通事業者、製材・加工業者、床・ボード等建材製造事業者、チップ・パルプ・製紙事業者、家具等の製品製造事業者、建築・土木事業者、住宅建築事業者などを木材関連事業者と称し、合法性&リスクを確認する、いわゆるデューディリジェンスの実施を推奨しています。

これまでの違法伐採問題への対策は、2006年4月にグリーン購入法が改正されて以来、政府調達におけるグリーン購入の範疇において取組みを進めることで、緩やかに自治体や民間への取組みを促してきましたが、クリーンウッド法が民間事業者を対象にした法律として施行されたことにより、裾野の広い取組みに発展することが期待されています。

しかしながら、どちらの法律もあくまで促進法であるがゆえに、前述の違法伐採リスク7項目について、そのリスク回避へ向けた取組みのレベルや広がりは十分ではありません。そして、すでに報じられているとおり、複数の大会関連施設において、違法伐採リスクの高い木材製品の利用が確認されています。

- <プレスリリース> 熱帯林の破壊及び人権侵害につながる疑いのある合板の使用について緊急の調査を要請 ～新国立競技場建設で～
<http://www.foejapan.org/forest/library/170421.html>
- NGO 共同声明：2020 東京五輪の木材調達基準改定は不十分 ～組織委に改定基準の内容と決定までの経緯の説明を求める～
<http://www.foejapan.org/forest/library/190131.html>

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

持続可能な木材・木材製品の調達に取組むことにより、以下の目標達成に寄与することが可能です。

目標 12「持続可能な消費・生産パターンの確保」：持続可能な木材・木材製品の流通を促進させることは、日本国内における持続可能な消費・生産パターンの確立に一助となる

目標 1「貧困削減」：持続可能な森林管理の下、森林周辺の住民の土地利用権など人権も確保される

目標 10「不平等の解消」：木材伐採に関わる労働者の雇用・賃金も確保される

目標 13「気候変動への対策」：木材の過剰伐採や過剰な農地転換が減少し、温室効果ガス排出も抑制される

目標 15「森林の持続可能な管理」：木材生産国において違法伐採の排除が促進されることにより、持続可能な森林管理が促進される

目標 16「効果的で責任ある包摂的な制度」：有効で透明性の高い森林ガバナンスの構築

多くの資源を海外に依存する日本にとって、持続可能な木材消費を通じて世界の持続可能な森林管理に貢献できることを示すことは、他の資源のサプライチェーンの持続可能性向上にとっても先例となり得るものです。

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

木材を含む原材料調達に伴う環境社会影響や人権侵害等のリスクに配慮して、持続可能な原材料調達を実現することは、社会的な責任として果たしていくべきことのみならず、本業のビジネスそのものの持続可能性を追求することでもあります。

是非、植林活動や福祉支援等の社会貢献活動といった活動にとどまらず、本業での「環境社会や人権等への配慮」に真正面から取り組み、「真の持続可能性」を追求していただきたいと思えます。

団体名 株式会社日本総合研究所

登壇者氏名 若目田 光生氏

1. 貴団体の活動内容について

日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）の総合情報サービス企業として、IT ソリューション・コンサルティング・シンクタンクの、3つの機能を有しており、企業や社会に対する新たな課題の提示・発信（イシュー・レイジング）から、課題に対する解決策の提示と解決への取り組み（ソリューション）、新たな市場や事業の創出（インキュベーション）などを通じ、企業や社会が求める創造的な付加価値を生み出しています。

2. テーマに関する詳細について

タイトル：テクノロジーの進化と人権（” Human Rights by Design” の提案）

現在、グローバルな社会課題解決に向けて、パーソナルデータを活用した新サービスやイノベーションの創出が期待されておりますが、一方では、AI や IoT の進化に伴い、国家戦略としてのパーソナルデータ活用など、プライバシーや人権に対する影響も懸念されている。今まさに、企業の新たな社会責任として、AI や先進技術の活用に関する倫理感やコミットメントが求められている。そのような環境下における企業の行動の基本スタンスとして、「Privacy by Design」の考えを人権全体まで広げ、プライバシーのみならず公平性など人権尊重の考え方をバリューチェーンの各プロセスに組み込むアプローチ「Human Rights by Design」を提案したい。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

カメラやセンサーなど個人の認識しないセンシングやトレースによるプライバシーの侵害、個人の望まない形で AI によるプロファイリングとそれに基づくサービスの差別、顔照合技術の不適切な活用などが一部顕在化。それらに対し、ソニーや NEC は、国や国際社会のガイドラインなどに先行し、自社でアカウンタビリティや透明性を旨とした基準を策定し、社会にコミットすることにより、リスクの低減を目指している。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

AI や技術は人権課題の解決含むすべての開発目標に重要な役割を果たすが、一方で差別や格差の助長などを容易に引き起こす諸刃の剣でもある。事業者はトップマネジメント含め、技術は人権課題を引き起こす可能性があることを認識し、同時に人権課題へ配慮した製品開発や技術への投資を行い、またそれらを行う企業の技術やサービスが選ばれる社会を目指すことが重要であろう。下記記事参照

<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/news/030500034/?P=1>

団体名 認定 NPO 法人国際子ども権利センター (C-Rights シーライツ)

登壇者氏名 甲斐田 万智子氏

1. 貴団体の活動内容について

1992年の設立以来、セミナーや教材づくりを通じて、子どもの権利侵害の状況や国連子どもの権利条約の普及を通じ、子どもにやさしい社会をめざしてきました。海外では、インドの児童労働の問題と子どもが問題解決に参加する状況を伝えたり、カンボジアでは、子どもの人身売買・性的搾取・児童労働を防止する活動を子どもの権利に基づいたやり方で実施してきました。具体的には、子どもから子どもへ権利や人身売買の知識を伝えるピアエデュケーターの育成、地域のキーパーソンや自治体が子どもの権利を守るための意識啓発です。最近では、子どもに対する暴力撤廃の運動を国内外で実施していますが、2年前から日本国内でNGOスタッフ、学童クラブの指導員、保育園の保育士などを対象に、脳科学に基づく子育て講座を実施しています。また、今年から、国内のマイノリティの子どもたち（外国につながる子どもたち、LGBTの子どもたち、不登校の子どもたち）を対象に子どもの意見を聞き、社会に発信したり政策につなげたりする活動を実施しています。さらに、子どもにやさしい企業ランキングも計画中です。

今年、国連で子どもの権利条約が採択されてから30年の節目の年であり、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の共同代表・実行委員として活動しています。

ホームページ：www.c-rights.org

2. テーマに関する詳細について

タイトル：子どもの権利とビジネス

国連子どもの権利条約（1989年）、国際労働機関（ILO）条約の最低年齢条約（138号）（1973年）と最悪の形態の児童労働条約（182号）（1999年）、国連グローバル・コンパクト、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が打ち出され、その指導原則を子どもの権利の視点から補完するものとし、子どもの権利とビジネス原則（CRBP）がつくられました。今日、企業は、子どもの権利を尊重する責任として負の影響を減らすのみならず、子どもの権利を推進する行動をとっていくことが求められています。

欧州では、人権の中でも子どもの人権に取り組む企業が評価されるようになっており、投資先の会社が子どもの権利に配慮したかどうかによって投資の継続を判断するところもあります。例えば、ノルウェー中央銀行による投資機構（NBIM）は、世界の約9000の企業に投資していますが、企業の理事会に対して、子どもの権利に各企業がどのような影響を与えているか説明責任があると表明しています。

また、児童労働など、企業活動において子どもの権利を侵害していないかをチェックするだけでなく、積極的に子どもの権利を推進することが求められています。その1つの例として、ナイキ財団のGirl Effectというプロジェクトでは、少女たちをエンパワーし児童婚を

防止する活動をしています。スタンダードチャータード銀行も、少女がライフスキルを身につけることを通じてジェンダー平等を推進する GOAL プロジェクトを実施しています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

農産物、水産物、鉱物、衣料や靴などの生産現場における児童労働のみならず、すべての職業で働く親の働き方やワークライフバランスが子どもの生活に影響を及ぼしています。また、すべての製品のマーケティングや広告、販売活動においても子どもの心身に影響を及ぼしますが、特にジェンダーバイアスを強めてしまうもの、女性の尊厳を貶めるものは、子ども意識に深い影響を与えます。

特に日本は JK ビジネスが海外から批判されていますが、少女の性的搾取に関しては、コンビニ、書店、DVD レンタル、インターネット業界、SNS、クレジット業界が少女の性の商品化に責任があり、航空・旅行業界は顧客が子どもの性的搾取を目的に旅行することを抑止する責任があります。

2017 年、ツイッタージャパンが警察庁と協議し、児童の性的搾取につながるアカウントを凍結しましたが、コンビニのミニストップ、ファミリーマートが成人雑誌の販売を停止したことも、広い意味で子どもの権利の推進活動として考えられます。インターネットにおける子どもの性的搾取を防ぐために子どもにとって安全な利用環境をつくるために、ヤフー、グーグル、さくらインターネット株式会社などが日本ユニセフ協会と共に Safer Internet Day（セーフアーインターネットデー）に意見交換を行っています。

2008 年にリオデジャネイロで「子どもの性的搾取に反対する世界会議」が開催された際に、子どもの性的搾取撤廃において企業が責任を果たさなければならないと議論がされました。2009 年にビジネスに子どもの権利を推進するためにスウェーデンで結成されたグローバル・チャイルド・フォーラムにおいて、スウェーデン国王は、「ビジネスは子どもに影響を与えます。したがって、我々は子どもたちがビジネスに影響を与えられるようにしなければなりません」と述べています。今や企業は、自分たちの事業が子どもの権利を侵害していないか、どのようにすれば子どもの権利を推進できるか、子どもの権利のレンズを通してセルフチェックするだけでなく、子どもの意見も聴いていく必要があります。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

- 1) 目標 16 平和と公正をすべての人に：ターゲット 16.2 子どもに対する虐待、搾取およびあらゆる形態の暴力の根絶
- 2) 目標 5 ジェンダー平等：ターゲット 5.2 女性・女子に対するあらゆる形態の暴力の根絶
5.3 児童婚を含むあらゆる有害な慣行の撤廃
- 3) 目標 4 質の高い教育：ターゲット 4.1 すべての子どもへの無償、公正で質の高い初等・中等教育、4.a すべての人を受け入れる学習環境

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

今年1月、日本の子どもの権利条約の実施状況について、国連子どもの権利委員会による審査が実施され、総括所見において、ビジネスセクターへ4つの点において措置をとるよう日本政府は勧告されました。その一つは、企業に対して定期的な子どもの権利影響評価、協議、これらに関する計画の公的開示の実施でした。もう一つは、旅行・観光分野における子どもの性的搾取の防止について意識啓発を実施することです。

シーライツは子どもの性的搾取に長年かかわってきた経験から、企業が国内でどのように取り組むことができるか共に考えていきたいと考えております。また、国内の外国にルーツをもつ子どもたちやLGBTの子どもたちに対する教育支援において、企業が貢献できることが多々あるのではないかと考えております。さらに企業内研修で、脳科学に基づく子どもの脳にやさしい子育て講座開催を協力していくことを望んでおります。

日本の企業がグローバルスタンダードを満たすように子どもの権利を推進していくことを強く望んでおり、そのためにシーライツは貢献したいと考えております。

団体名 公益社団法人 自由人権協会
登壇者氏名 旗手 明氏

1. 団体の活動内容について

公益社団法人自由人権協会（JCLU）は、基本的人権の擁護を唯一の目的とする公益社団法人です。日本国憲法が施行された1947年に設立され、現在は、表現の自由、個人情報保護や外国人の人権などを中心に研究・提言をするほか、人権訴訟の原告支援などの活動を行っています。（URL）<http://jclu.org>

2. テーマに関する詳細について

タイトル：拡大する外国人労働者の受入れとその人権

日本で働く外国人労働者は近年急増しており、厚生労働省のデータによれば、2017年には1年間に19万人、18年には18万人もの増加がみられます。そうした中、深刻な人権侵害が指摘される技能実習制度のように、国連や米国国務省などから継続して問題を指摘される分野も広がっています。この制度は日本独特のものであり、主な送出し国は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシアなどとなっています。技能移転による国際貢献を謳ってはいますが、実際には人手不足の企業における貴重な労働力となっています。他方、18年の入管法改正により新たに在留資格「特定技能」が創設され、正面からの外国人労働者の導入も始まっています。しかし、この新たな制度も大きく技能実習制度に依存しており、技能実習制度における問題の克服は喫緊の課題となっています。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

留学生のアルバイトは、基本的に職種の制限がないこともあり、飲食店などのサービス業や小売業が中心となっていますが、技能実習生は技能評価ができる職種に限定されているため、製造業、建設業、農漁業と一部のサービス業などに限られています。製造業の中では、食料品製造、機械・金属、繊維・衣服関係が多く、建設業ではとび、鉄筋施工、型枠施工などの建設躯体工事関係で多くなっています。

技能実習制度は、今や企業にとって人権リスクとなっており、企業内ばかりでなく、直接の取引先を含めサプライチェーン全体を把握することが必要です。すでにいくつかの企業が、外国人労働者の労働環境について、潜在的な人権リスクと考え、その洗い出し、分析、リスク発生の防止対策などに取り組み始めています。

4. テーマと持続可能な開発目標（SDGs）との関連性について

SDGs との関連では、目標 8 にある「ディーセント・ワークを推進する」との関係が問題になるかと思えます。

外国人労働者は、その権利脆弱性から劣悪な労働環境に陥りやすい状況におかれています。特に、技能実習生の場合は、技能移転という目的から基本的に実習先の変更が認められないため、使用者との非対称性がより強まり、権利主張が極めて困難な状況です。

その報酬は最低賃金レベルにとどまり、賃金不払いもよくみられます。また、来日前に送出し機関側に多額の借金をしていることが多く、債務奴隷的な側面も否定できません。受入れ機関が用意する宿舍も、居住環境が劣悪な上に、実費を超える高い寮費を支払っている場合も珍しくありません。また、最近では、技能実習生の妊娠・出産など、労働の場面以外における問題も表面化してきています。

こうした結果、「ディーセント・ワーク」とは逆行する事態となっています。

5. 本プログラムの参加企業へコメントがあれば、ご自由にご記入ください。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」はもちろん、近年は、機関投資家による ESG 投資、英国における「現代奴隷法」による規制などにより、企業が自社ばかりではなく、そのサプライチェーンにおける人権状況・労働環境に責任を持つことが不可欠となっています。人権・労働への配慮を企業活動の一環とすることが必要とされる時代となっていることについて、ぜひご理解いただければと思います。